阪神水道企業団公報

平成25年8月15日（木）
第259号
毎月15日発行

目　次

◇条　例◇
○　特別職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
○　阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部を改正する条例

◇規　則◇
○　阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

◇訓　令◇
○　阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する規程

◇管理規程◇
○　阪神水道企業団分課規程等の一部を改正する規程

◇告　示◇
○　平成25年度阪神水道企業団議会臨時会の招集
○　平成24年度阪神水道企業団水道事業会計予算（水道改良費）繰越計算報告
○　阪神水道企業団監査委員の選任
○　平成25年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算
○　阪神水道企業団副企業長の選任

◇公　告◇
○　１期中部配水管（甲東線）更新工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　１期東部配水管（大庄線）更新工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　４期大道導水管更新工事に伴う土木工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　猪名川浄水場改修工事に伴う設備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　除塵機点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　再生可能エネルギー導入施策検討業務公募型プロポーザル方式の実施について
○　猪名川浄水場及び尼崎浄水場　無停電電源装置取替工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　公舎跡地外測量業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　導水ポンプ用逆止弁点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　ろ過池水抜配管修理工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施につい

て
○　浮上分離循環加圧水ポンプ点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　送配水ポンプ用電動機点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　次亜塩素酸ナトリウム注入制御盤点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

◇条　　例◇

特別職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年８月９日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団条例第５号

特別職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職員の退職手当に関する条例（昭和53年条例第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（退職手当の額及び支給方法） 第２条　省略 ２　特別職員の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給与月額に特別職員としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる特別職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 ⑴　企業長　100分の16 ⑵　副企業長　100分の16 ３～５　省略	（退職手当の額及び支給方法） 第２条　省略 ２　特別職員の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給与月額に特別職員としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる特別職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 ⑴　企業長　100分の20 ⑵　副企業長　100分の20 ３～５　省略

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年８月９日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団条例第６号

阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（普通退職の場合の退職手当の基本額） 第８条　次条第１項又は第８条の３の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合に100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（その者に対する退職手当の額を計算するに当たり、第８条の２、第８条の３又は阪神水道企業団職員退職手当金条例の特例に関する条例（平成19年条例第５号。以下「退職手当金特例条例」という。）の規定の適用を受ける者に限る。）にあっては、104分の87）を乗じて得た割合を乗じて得た額の合計額とする。 ⑴　１年以上10年以下の期間については１年につき100分の110 ⑵　11年以上20年以下の期間については１年につき100分の125 ⑶　21年以上25年以下の期間については１年につき100分の210 ⑷　26年以上30年以下の期間については１年につき100分の180 ⑸　31年以上の期間については１年につき100分の120	（普通退職の場合の退職手当の基本額） 第８条　次条第１項又は第８条の３の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 ⑴　１年以上10年以下の期間については１年につき100分の110 ⑵　11年以上20年以下の期間については１年につき100分の125 ⑶　21年以上25年以下の期間については１年につき100分の210 ⑷　26年以上30年以下の期間については１年につき100分の180 ⑸　31年以上の期間については１年につき100分の120
（退職手当の基本額の最高限度額） 第９条　第８条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額が、その者の給料月額（第８条の４の規定により計算した退職手当の基本額にあつては、給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき100分の２を乗じて得た額の合計額）に、49.59を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。	（退職手当の基本額の最高限度額） 第９条　第８条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額が、その者の給料月額（第８条の４の規定により計算した退職手当の基本額にあつては、給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき100分の２を乗じて得た額の合計額）に、59.28を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の阪神水道企業団職員退職手当金条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に退職し、又は死亡した者の退職手当について適用し、施行日前に退職し、又は死亡した者の退職手当については、なお従前の例による。

3　施行日から平成26年３月31日までの間に退職し、又は死亡した者に対する改正後の条例の規定の適用については、第８条中「100分の87」とあるのは「100分の98」と、「104分の87」とあるのは「104分の98」とし、第９条中「49.59」とあるのは「55.86」とし、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間に退職し、又は死亡した者に対する改正後の条例の規定の適用については、第８条中「100分の87」とあるのは「100分の92」と、「104分の87」とあるのは「104分の92」とし、第９条中「49.59」とあるのは「52.44」とする。

4　前２項の規定にかかわらず、平成25年７月30日までに退職手当金特例条例に基づく早期退職を希望した者の退職手当については、平成26年３月31日に退職する場合に限り、なお従前の例による。

◇規　　則◇

阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年８月９日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団規則第４号

阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則（平成19年規則第６号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前

（施行期日） 1　省略 （経過措置） 2　職員が新制度適用職員（職員であって、その者が阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部を改正する条例（平成19年条例第３号）の施行の日（以下「施行日」という。）以後平成25年８月８日までの間に退職することにより改正後の阪神水道企業団職員退職手当金条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の阪神水道企業団職員退職手当金条例（以下「改正前の条例」という。）第８条から第10条までの規定により計算した退職手当の額が、改正後の条例第７条の２から第９条の２までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 ３～５　省略	（施行期日） 1　省略 （経過措置） 2　職員が新制度適用職員（職員であって、その者が阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部を改正する条例（平成19年条例第３号）の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の阪神水道企業団職員退職手当金条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の阪神水道企業団職員退職手当金条例（以下「改正前の条例」という。）第８条から第10条までの規定により計算した退職手当の額が、改正後の条例第７条の２から第９条の２までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 ３～５　省略

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

◇訓　　令◇

訓令第２号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年８月１日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団決裁規程（平成６年訓令第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

別表第１号（第６条関係）

部名	課名	部長専決事項	課長専決事項
総務部	総務課	１～18　省略	１～13　省略 14　省略 15　省略 16　省略 17　省略 18　省略 19　省略 20　省略 21　省略 22　省略 23　省略 24　省略 25　省略 26　省略 27　省略 28　省略 29　省略 30　省略 31　省略
	経営企画課		１　収入調定に関すること。 ２　納入通知書の発行に関すること。 ３　振替伝票の発行に関すること。
	財務課	１～５　省略	１～２　省略 ３　納入通知書の発行に関すること。 ４～20　省略

別表第２号（第７条関係）

部長共通専決事項	課長共通専決事項
１～14　省略	１～13　省略 14　１件100万円以下

改　正　前

別表第１号（第６条関係）

部名	課名	部長専決事項	課長専決事項
総務部	総務課	１～18　省略	１～13　省略 14　職員寮の使用許可に関すること。 15　省略 16　省略 17　省略 18　省略 19　省略 20　省略 21　省略 22　省略 23　省略 24　省略 25　省略 26　省略 27　省略 28　省略 29　省略 30　省略 31　省略 32　省略
	財務課	１～５　省略	１～２　省略 ３　納入通知書及び納付書の発行に関すること。 ４～20　省略

別表第２号（第７条関係）

部長共通専決事項	課長共通専決事項
１～14　省略	１～13　省略 14　１件100万円以下

	の物件調達の執行の決定（第16号に規定するものを除く。）に関すること、ただし、経営企画課長の合議を必要とする。 15　省略 16　予定賃貸借料の年額又は総額が30万円以下の物品の貸借決定に関すること。ただし、経営企画課長の合議を必要とする。 17　1件100万円以下の物品の購入及び修繕に係る執行の決定に関すること。ただし、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。 18　1件30万円以下の物品の購入及び修繕に係る契約並びにそれらの変更に関すること。ただし、施設の維持補修に係る材料、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。		の物件調達の執行の決定（第16号に規定するものを除く。）に関すること、ただし、財務課長の合議を必要とする。 15　省略 16　予定賃貸借料の年額又は総額が30万円以下の物品の貸借決定に関すること。ただし、財務課長の合議を必要とする。 17　1件100万円以下の物品の購入及び修繕に係る執行の決定に関すること。ただし、直営工事の材料、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。 18　1件30万円以下の物品の購入及び修繕に係る契約並びにそれらの変更に関すること。ただし、直営工事の材料、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。

別表第３号（第８条関係）

場長及び所長専決事項	場長及び所長専決事項
１～９　省略 10　1件100万円以下の物品の購入及び修繕に係る執行の決定に関すること。ただし、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。 11　1件30万円以下の物品の購入及び修繕に係る契約並びにそれらの変更に関すること。ただし、施設の維持補修に係る材料、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。	１～９　省略 10　1件100万円以下の物品の購入及び修繕に係る執行の決定に関すること。ただし、直営工事の材料、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。 11　1件30万円以下の物品の購入及び修繕に係る契約並びにそれらの変更に関すること。ただし、直営工事の材料、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、公布の日から施行する。
2　別表第１号総務部経営企画課の項課長専決事項の欄及び総務部財務課の項課長専決事項の欄３並びに別表第２号課長専決事項の欄14及び16の改正規定は、平成25年４月１日から適用する。ただし、この規程の施行日前に行った手続その他行為は、改正後の規程によるものとする。

◇管　理　規　程◇

阪神水道企業団管理規程第３号
阪神水道企業団分課規程等の一部を改正する規程を次のように定める。
平成25年８月１日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団分課規程等の一部を改正する規程

（阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程）
第１条　阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（事務分掌） 第７条　部、課等においては、次の事務を分掌する。 総　務　部 総　務　課 総務係　省略 職員係　省略 契約係 ⑴　物品の調達、売却、貸借及び修理の契約に関すること。ただし、１件30万円以下の物品の購入及び修繕（施設の維持補修に係る材料、貯蔵品及び固定資産に係るものを除く。）に係るものを除く。 ⑵～⑸　省略	（事務分掌） 第７条　部、課等においては、次の事務を分掌する。 総　務　部 総　務　課 総務係　省略 職員係　省略 契約係 ⑴　物品の調達、売却、貸借及び修理の契約に関すること。ただし、１件30万円以下の物品の購入及び修繕（直営工事の材料、貯蔵品及び固定資産に係るものを除く。）に係るものを除く。 ⑵～⑸　省略

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

（阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程）
第２条　阪神水道企業団財務規程（昭和29年管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前

（浄水管理課、施設管理課及び工務課主管帳簿） 第７条　技術部浄水管理課長（以下「浄水管理課長」という。）、技術部施設管理課長（以下「施設管理課長」という。）及び技術部工務課長（以下「工務課長」という。）は、次に掲げる帳簿を備えて、工事（阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年管理規程第３号。以下「工事施行規程」という。）に関する事項を整理しなければならない。 ⑴～⑶　省略 （物品の購入（修繕）手続） 第90条の５　棚卸資産以外の物品の購入及び修繕請求に当たつては、物品購入（修繕）伺を作成しなければならない。 ２　前項の規定により作成した物品購入（修繕）伺のうち、施設の維持補修に係る材料及び固定資産の購入に係るもの並びに１件30万円を超えるものについては、経営企画課長を経て総務課長に送付しなければならない。 ３　省略	（浄水管理課、施設管理課及び工務課主管帳簿） 第７条　技術部浄水管理課長（以下「浄水管理課長」という。）、技術部施設管理課長（以下「施設管理課長」という。）及び技術部工務課長（以下「工務課長」という。）は、次に掲げる帳簿を備えて、工事（阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年管理規程第３号。以下「工事施行規程」という。）第33条第２項の規定により、工事施行規程の規定を適用しないこととされる直営工事を除く。）に関する事項を整理しなければならない。 ⑴～⑶　省略 （物品の購入（修繕）手続） 第90条の５　棚卸資産以外の物品の購入及び修繕請求に当たつては、物品購入（修繕）伺を作成しなければならない。 ２　前項の規定により作成した物品購入（修繕）伺のうち、直営工事の材料及び固定資産の購入に係るもの並びに１件30万円を超えるものについては、財務課長を経て総務課長に送付しなければならない。 ３　省略

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

（阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程）
第３条　阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
目次 第１章及び第２章　省略 第３章　削除 第４章及び第５章　省略 第３章　削除 第19条　削除	目次 第１章及び第２章　省略 第３章　直営工事（第19条－第29条） 第４章及び第５章　省略 第３章　直営工事 （請負工事に関する規定の準用） 第19条　第５条、第６条、第７条第１項、第10条及び第13条の規定は、直営工事に

	ついて準用する。
	（工事命令）
第20条　削除	第20条　工事所管課長は、工事の施行が決定したときは、工事起工書の写しを工事施行課長へ送付しなければならない。
	（工程予定表）
第21条　削除	第21条　工事起工書の写しを受けた工事施行課長は、工事着手前工程予定表を作成して工事所管課長を経て企業長に提出しなければならない。ただし、簡易な工事については、工程予定表を省略することができる。
	（工事日誌）
第23条　削除	第23条　監督員は、工事ごとに工事日誌により使用労働者及び使用材料について整理し、工事施行課長に提出しなければならない。ただし、工事の種類によつては、これを省略することができる。
	（労働者使用簿）
第24条　削除	第24条　監督員は、毎月15日及び末日の２回労働者使用簿を締め切り、工事施行課長に提出しなければならない。
	（労働者使用証明書）
第25条　削除	第25条　工事施行課長は、労働者使用簿により労働者使用証明書を作成しなければならない。
	（労働者賃金支払調書）
第26条　削除	第26条　工事施行課長は、前条による労働者使用証明書に基づき労働者賃金支払調書を２部作成し、１部は総務課長へ、１部は労働者使用証明書を添えて工事所管課長へ送付しなければならない。
	（完成延期）
第27条　削除	第27条　工事施行課長は、既定の期日内に工事が完成しないことを認めたときは、理由を具して、工事所管課長を経て企業長の決裁を受けなければならない。
	（検収）
第28条　削除	第28条　工事施行課長は、工事が完成したときは、第17条の規定に準じて工事検収手続きをしなければならない。

第29条　削除	（労災報告） 第29条　工事施行中職員又は労働者が業務上負傷若しくは死亡したときは、工事施行課長は、直ちに労災報告書を作成し、工事所管課長を経て総務課長に送付し、企業長に報告しなければならない。
第30条　削除	（実施計算書の提出） 第30条　工事施行課長は、工事が完成した場合においては、遅滞なく工事実施計算書を作成し、これに完成図及び必要に応じ計算書を添付して工事所管課長に送付しなければならない。ただし、工事の種類によつては、工事実施計算書を省略することができる。
２　削除	２　工事所管課長は、前項により工事実施計算書の送付を受けた場合は、その写しを財務課長に送付しなければならない。
（固定資産への振替手続） 第32条　建設工事（増設、改良を含む。）においては、前条の規定のうち工事所管課長の取扱いは、阪神水道企業団財務規程（昭和29年10月管理規程第５号）第109条の規定によるものとする。	（固定資産への振替手続） 第32条　建設工事（増設、改良を含む。）においては、第30条及び前条の規定のうち工事所管課長の取扱いは、阪神水道企業団財務規程（昭和29年10月管理規程第５号）第109条の規定によるものとする。
（この規程の適用及び特別取扱い） 第33条　委託工事並びに測量、運搬又はこれに類する作業の実施に関してもこの規程を準用する。 ２　削除	（この規程の適用及び特別取扱い） 第33条　委託工事並びに測量、運搬又はこれに類する作業の実施に関してもこの規程を準用する。 ２　直営工事のうち、特殊な材料を使用しないものあるいは製作又は加工を必要としないものについては、この規程（第29条を除く。）を適用しないことができる。

工事施行規程附属様式

区分		様式番号
工事施行規程		
第3条	工事台帳	1
第4条	工事費内訳整理簿	2
第5条	設計書	3
第6条	変更設計書	4
第5条 第6条	工事起工（変更）書	5
第9条 第20条	削除	6
第11条 第22条	削除	7
第23条	削除	8
第13条	工事進行状況報告書	9
第1条	工事出来高報告認定書	10
第16条 第28条	削除	11
第17条	工事出来高検収書	12
第17条 第28条	工事検収書	13
第21条	削除	14
第24条	削除	15
第25条	削除	16
第26条	削除	17
第29条	削除	18
第30条	削除	19
第31条	未完成報告書	20
第6条	工事指示書	21
第12条	工事記録書	22

工事施行規程附属様式

区分		様式番号
工事施行規程		
第3条	工事台帳	1
第4条	工事費内訳整理簿	2
第5条	設計書	3
第6条	変更設計書	4
第5条 第6条	工事起工（変更）書	5
第9条 第20条	削除	6
第11条 第22条	削除	7
第23条	工事日誌	8
第13条	工事進行状況報告書	9
第1条	工事出来高報告認定書	10
第16条 第28条	削除	11
第17条	工事出来高検収書	12
第17条 第28条	工事検収書	13
第21条	工程予定表	14
第24条	労働者使用簿	15
第25条	労働者使用証明書	16
第26条	賃金支払調書	17
第29条	労災報告書	18
第30条	工事実施計算書	19
第31条	未完成報告書	20
第6条	工事指示書	21
第12条	工事記録書	22

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

4　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

（阪神水道企業団工事検査規程の一部を改正する規程）

第4条　阪神水道企業団工事検査規程（昭和54年管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条　この規程は、阪神水道企業団が行う工事（阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年管理規程第3号。以下「工事施行規程」という。）の検査事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条　この規程は、阪神水道企業団が行う工事（阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年管理規程第3号。以下「工事施行規程」という。）第33条第2項の規定により、工事施行規程の規定を適用しないこととされる直営工事を除く。）の検査事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。
（検査事務） 第2条　検査事務は、工事施行規程第2条に規定する工事所管課長又は工事施行課長が行う。	（検査事務） 第2条　検査事務は、阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年10月管理規程第3号。以下「工事施行規程」という。）第2条に規定する工事所管課長又は工事施行課長が行う。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれ

た部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

（阪神水道企業団工事監督規程の一部を改正する規程）

第５条　阪神水道企業団工事監督規程（昭和54年管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　この規程は、阪神水道企業団が施行する工事（阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年管理規程第３号。以下「工事施行規程」という。）の監督に関して必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規程は、阪神水道企業団が施行する工事（阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年管理規程第３号。以下「工事施行規程」という。）第33条第２項の規定により、工事施行規程の規定を適用しないこととされる直営工事を除く。）の監督に関して必要な事項を定めるものとする。
（監督員の任免） 第２条　工事施行規程第８条の規定により工事請負契約書の写しの送付を受けた課長（場長及び所長を含む。以下同じ。）は、書面により、所属職員の中から監督員を任命しなければならない。ただし、１件の設計金額が250万円以下の修繕工事であり、かつ、当該工事の設計者（複数名を除く。）を監督員として任命する場合においては、この限りでない。	（監督員の任免） 第２条　阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年10月管理規程第３号。以下「工事施行規程」という。）第８条又は第20条の規定により工事請負契約書の写し又は工事起工書の写しの送付を受けた課長（場長及び所長を含む。以下同じ。）は、書面により、所属職員の中から監督員を任命しなければならない。ただし、１件の設計金額が250万円以下の修繕工事であり、かつ、当該工事の設計者（複数名を除く。）を監督員として任命する場合においては、この限りでない。
２　省略	２　省略
（工程表等） 第７条　監督員は、請負人の提出する工程表により確実に工事を進行させ契約期限内に完成するよう督励し、所属長の承認を受け、予定の期限内に完成させなければならない。	（工程表等） 第７条　監督員は、請負工事にあつては、請負人の提出する工程表により確実に工事を進行させ契約期限内に完成するよう督励し、直営工事にあつては、監督員みずから工程表を作成し、所属長の承認を受け、予定の期限内に完成させなければならない。
２　省略	２　省略

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係

る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

◇告　　示◇

阪神水道企業団告示第15号

平成25年第１回阪神水道企業団議会臨時会を平成25年８月９日阪神水道企業団議会議場に招集する。

平成25年８月１日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

付議事件

○　平成24年度阪神水道企業団水道事業会計予算（水道改良費）繰越計算報告について
○　監査委員選任について
○　特別職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
○　阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部を改正する条例について
○　平成25年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算
○　副企業長選任について

阪神水道企業団告示第16号

平成25年第１回阪神水道企業団議会臨時会において報告された平成24年度阪神水道企業団水道事業会計予算（水道改良費）繰越計算報告については、次のとおりである。

平成25年８月９日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

平成２４年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳 損益勘定留保資金	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
			円	円	円	円	円	円	
資本的支出	建設改良費	甲東ポンプ場次亜塩素酸ﾅﾄﾘｳﾑ注入設備取替工事	60,417,000	48,615,000	11,802,000	11,802,000	0	0	次亜塩素酸ﾅﾄﾘｳﾑ貯蔵室の築造に当たり、液状化対策の検討(基礎部の地盤改良、杭打ち工法等への見直し)に時間を要することとなり、設計に遅れが生じたため。
		猪名川浄水場改修工事	82,386,000	35,900,257	46,451,000	46,451,000	34,743	0	猪名川浄水場における維持管理工事の遅延により、断水時期に遅れが生じたため。
		電子顕微鏡	34,650,000	0	32,918,000	32,918,000	1,732,000	0	精度管理の向上のため、分析機器を再配置する必要が生じ、電子顕微鏡を設置する場所にある分析機器の移設が必要となったが、検査行程等の関係から、年度内に移設することが困難となったため。
		甲東配水施設整備工事	304,500,000	126,536,262	177,963,000	177,963,000	738	0	配水流量計を設置する場所の場内配管が輻輳しており、設計に時間を要することとなり、関連する次亜塩素酸ﾅﾄﾘｳﾑ注入設備取替工事との調整が必要となったため。
		計	481,953,000	211,051,519	269,134,000	269,134,000	1,767,481	0	

阪神水道企業団告示第17号

下記の者を、阪神水道企業団監査委員に選任した。

平成25年８月９日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

大　井　としひろ
田　中　正　剛

阪神水道企業団告示第18号

平成25年第１回阪神水道企業団議会臨時会において議決された平成25年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

平成25年８月９日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

平成25年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第１条　平成２５年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第２条　平成２５年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額 △減）	（計）
	収入		
第１款　水道事業収益	19,061,168 千円	13,406 千円	19,074,574 千円
第１項　営業収益	18,778,345 千円	13,406 千円	18,791,751 千円
	支出		
第１款　水道事業費用	19,026,359 千円	13,406 千円	19,039,765 千円
第１項　営業費用	16,518,910 千円	13,406 千円	16,532,316 千円

阪神水道企業団告示第19号

下記の者を、阪神水道企業団副企業長に選任した。

平成25年８月９日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

安　藤　伸　雄

◇公　　告◇

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年７月17日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

⑴　起工番号　　改工第３号
　　工事名　　１期中部配水管（甲東線）更新工事
⑵　工事場所　　西宮市能登町14番地先～西宮市丸橋町８番地先
⑶　工事概要　　１期中部配水管（甲東線）の経年劣化に伴い、漏水防止及び耐震性向上を目的として、ダクタイル鋳鉄管に布設替えを行う。

ア　土工　一式
イ　立坑築造工　一式
ウ　薬液注入工　一式
エ　推進工　一式
オ　材料費（DIPφ300）　一式

カ　据付及び継手工　一式
キ　既設管撤去工　一式
ク　舗装復旧工　一式
ケ　付帯工　一式

⑷　工事期間　契約締結日の翌日から平成26年３月24日㈪まで
⑸　支払方法　完成払い
⑹　前金払　あり
⑺　予定価格　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　１年
⑽　入札保証金　免除
⑾　契約保証金　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　免除

２　応募方法　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事）を有していること。

イ　建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有すること。

ウ　西宮市に本店を置くこと。

エ　建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が821点以上かつ1140点以下で、本契約予定日（平成25年８月上旬）まで有効期間があること。

オ　平成15年度以降において、水道事業体発注工事の元請として、ＮＳ型ダクタイル鋳鉄管の据付け及び継手工事を完成させた実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　平成25年７月25日㈭　午後５時00分まで
⑵　送信先　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　平成25年７月30日㈫に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）
㈡　添付書類
同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）
建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　公告日から平成25年８月２日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時

00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに示す提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係

神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成25年８月１日㈭まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成25年８月５日㈪午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成25年８月６日㈫午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書２～６頁に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成25年８月７日㈬　午前10時00分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年７月17日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1　入札に付する事項

⑴　起工番号　　改工第４号
　　工事名　　１期東部配水管（大庄線）更新工事

⑵　工事場所　　尼崎市水堂町３丁目２番地先～尼崎市水堂町１丁目１番地先

⑶　工事概要　　１期東部配水管（大庄線）の経年劣化に伴い、漏水防止及び耐震性向上を目的として、ダクタイル鋳鉄管に布設替えを行う。

ア　土工　　一式
イ　管材料費　ダクタイル鋳鉄管（φ450～150）　一式
ウ　据付及び継手工　一式
エ　既設管撤去工　一式
オ　舗装復旧工　一式
カ　付帯工　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成26年３月20日㈭まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前金払　　あり

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⑿　担保保証金　　免除

2　応募方法　　単独企業による。

3　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事）を有していること。

イ　建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有すること。

ウ　尼崎市に本店を置くこと。

エ　建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が821点以上かつ1140点以下で、本契約予定日（平成25年８月上旬）まで有効期間があること。

オ　平成15年度以降において、水道事業体発注工事の元請として、口径300mm以上のＮＳ型ダクタイル鋳鉄管の据付け及び継手工事を完成させた実績を有すること。

4　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成25年７月25日㈭　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
　　E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　平成25年７月30日㈫に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

5　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　添付書類

同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　公告日から平成25年８月２日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）

ウ　留意事項　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに示す提出書類

イ　提出場所　本庁舎　３階　総務部総務課契約係

神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　公告日から平成25年８月１日㈭まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

6　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　第１日目　平成25年８月５日㈪午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成25年８月６日㈫午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　法　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書２～５頁に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　法　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

7　開札日時　平成25年８月７日㈬　午前10時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年７月17日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　大導第５号
　　工 事 名　　４期大道導水管更新に伴う土木工事

⑵　工事場所　　豊中市浜２丁目12番地先～尼崎市田能５丁目11番１号（猪名川浄水場）

⑶　工事概要　　４期大道導水管をパイプインパイプ工法で更新するにあたり、必要となる土木工事を行う。

ア　土工　　一式
イ　土留工　　一式
ウ　路面覆工　　一式
エ　地盤改良工　　一式
オ　弁渠・弁室築造工　一式
カ　舗装工　　一式
キ　付帯工　　一式
ク　その他　　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成27年３月25日㈬まで

⑸　支払方法　　２回払い（中間１回）

⑹　前 金 払　　あり

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事）を有していること。

イ　建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有すること。

ウ　建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が951点以上で、本契約予定日（平成25年８月上旬）まで有効期間があること。

エ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、複数の発進立坑築造工を含む水道管等布設工事の施工実績を有すること。

4　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成25年７月25日㈭　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成25年７月30日㈫に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

5　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　添付書類
同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）
建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　　公告日から平成25年８月２日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに示す提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成25年８月１日㈭まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

6　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　第１日目　平成25年８月５日㈪午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成25年８月６日㈫午前９時00分から午後３時00分まで
イ　方　法　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書２～10頁に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。
⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）
ア　提出期限　入札日第２日目の午後３時00分まで
イ　方　法　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。
７　開札日時　平成25年８月７日㈬　午前９時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年７月17日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項
⑴　起工番号　猪改第３号
工 事 名　猪名川浄水場改修工事に伴う設備工事
⑵　工事場所　尼崎市田能５丁目11番１号　他（猪名川浄水場構内）
⑶　工事概要　猪名川浄水場改修工事に伴い、ろ過池ポンプ設備、薬品注入設備及び配電設備の設置及び移設等を行う。
ア　ポンプ設備工　一式
イ　薬品注入設備工　一式
ウ　配電設備工　一式
エ　その他関連付帯工　一式
⑷　工事期間　契約締結日の翌日から平成29年２月17日㈮まで
⑸　支払方法　４回払い（中間３回）
⑹　前 金 払　なし
⑺　予定価格　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　１年
⑽　入札保証金　免除
⑾　契約保証金　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出するこ

と。

⑿　担保保証金　　免除

2　応募方法　　単独企業による。

3　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事及び水道施設工事）を有していること。

イ　平成10年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、稼働中の浄水場における設備の施工実績を有し、仕様書に記す同程度の上水用ポンプ設備及び薬品注入設備の設置工事の実績を有すること。

4　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成25年７月25日㈭　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成25年７月30日㈫に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

5　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　添付書類
同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）
建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　　公告日から平成25年８月２日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに示す提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成25年８月１日㈭まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から

午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　第１日目　平成25年８月５日㈪午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成25年８月６日㈫午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　法　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書様式第３号の２甲及び乙に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　法　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　平成25年８月７日㈬　午前11時00分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年７月17日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　工管事第20号
　工事名　除塵機点検整備工事

⑵　工事場所　大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）

⑶　工事概要　沈砂池に設置している除塵機の点検整備を行う。

ア　除塵機点検整備工（Ａ系５号及び６号）　２台
イ　洗浄ポンプ点検整備工　２台
ウ　ゴミ分離機点検整備工　１台
エ　傾斜コンベヤ点検整備工　１台
オ　サイクロ減速機点検整備工　一式
カ　試運転調整工　一式

⑷　工事期間　契約締結日の翌日から平成26年３月14日㈮まで

⑸　支払方法　完成払い

⑹　前金払　なし

⑺　予定価格　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　　免除

2　応募方法　　単独企業による。

3　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）を有していること。

イ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同形式除塵機の施工実績を有すること。

4　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成25年７月25日㈭　午後５時00分まで
⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　　平成25年７月30日㈫に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

5　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　添付書類

同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）
建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　　公告日から平成25年８月２日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに示す提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
ウ　受付期間　　公告日から平成25年８月１日㈭まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

6　入札書提出期間及び方法
⑴　電子入札システムにより入札する場合
ア　提出期間　　第１日目　平成25年８月５日㈪午前９時00分から午後８時00分まで
　　第２日目　平成25年８月６日㈫午前９時00分から午後３時00分まで
イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書様式第３号の２甲及び乙に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。
⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）
ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで
イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

7　開札日時　　平成25年８月７日㈬　午前11時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
　阪神水道企業団　総務部総務課契約係
　〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
　電　話(078)431-1902（直通）
　ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係わる手続を開始するので、次のとおり公告する。

平成25年７月24日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1　業務概要
⑴　業務名称
　再生可能エネルギー導入施策検討業務
⑵　業務内容
　本業務は、再生可能エネルギー導入により環境負荷を低減し社会的貢献を果たすことを目的に、現状の施設への適応性と、今後の非常用発電設備の一部としての可能性について検討を行うものである。
　企業団の施設やエネルギー使用に適した再生可能エネルギー設備の候補を提案すると共に、今後の非常用電源設備の充実に向けた事項を整理し自家発電設備等との組み合わせについても検討する。
　本業務の構成は以下のとおり。
ア　再生可能エネルギーの基本情報の整理
イ　電源設備充実に向けた基本事項の把握
ウ　再生可能エネルギーシステムの提案
エ　今後の課題整理

⑶　履行期間
契約日から平成26年３月21日㈮まで
（履行期間の中間で、基本的な考え方等を纏めた報告を行うこと。）

２　プロポーザルを求める内容
上記業務の実施にあたってプロポーザルを求める内容は次のとおりとする。
水道施設への再生可能エネルギー導入にあたり、実施可能施策の通常時及び非常時の目的と効果並びに関連する法令、制度及び条件等の基礎情報、費用対効果及び課題整理等について

３　資格要件
参加表明者及び配置技術者に関する資格要件は次のとおりとし、資格要件全てを満たす必要がある。

⑴　参加表明者の資格要件
ア　建設コンサルタントの登録規程（昭和52年４月15日付け建設省告示第717号)に該当する次のいずれかの部門の登録を受けていること。
(ｱ)　上水道及び工業用水道部門
(ｲ)　機械部門
(ｳ)　電気・電子部門
イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条４の規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
ウ　公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。)。
オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に関する暴力団又は暴力団員（ 以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
カ　消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
キ　平成20年度以降に、インフラ施設（公共施設（道路、河川、港湾、橋梁、電気、ガス、上下水道、電話、鉄道、ごみ処理施設、し尿処理施設等)、並びに公益施設（工業用地、学校、病院、公園等)）において再生可能エネルギー導入計画等の策定業務の履行実績を有すること。
ク　委託期間において、常に迅速に連絡調整可能な体制を維持できる者であること。

⑵　配置予定技術者の資格要件
ア　配置予定技術者の資格（主任（管理）技術者、担当技術者及び照査技術者）
技術士(総合技術監理部門（上下水道、電気・電子、又は機械）若しくは上下水道部門、電気・電子部門、又は機械部門)の資格又はシビルコンサルティングマネージャー（上水道及び工業用水道、電気・電子、又は機械。以下「RCCM」とする。）の資格を有すること。
イ　配置予定技術者の業務実績
(ｱ)　主任（管理）技術者及び照査技術者
主任（管理）技術者又は照査技術者として履行し、過去５年間（平成20年度以降に完成した業務）で、インフラ施設において再生可能エネルギー導入計画等の策定業務の履行実績を有すること。
(ｲ)　担当技術者

過去５年間（平成20年度以降に完成した業務）で、インフラ施設において再生可能エネルギー導入計画等の策定業務の履行実績を有すること。

４　参加表明に必要な書類と記載上の留意事項

⑴　参加表明に必要な書類は次のとおりとし、記載する場合の文字サイズは10ポイント以上とする。

ア　参加表明書（様式－１）
イ　誓約書（様式－２）
ウ　企業の過去５年間の業務実績（様式－３）
エ　業務実施体制（様式－４）
オ　配置予定技術者の経歴等（様式－５）
カ　配置予定技術者の過去５年間の業務実績（様式－６）
キ　企業の業務実績及び配置予定技術者の資格、業務実績を証明できる書類（様式任意）
ク　その他必要書類（様式任意）

⑵　参加表明書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去５年間の業務実績	・　参加表明書の提出者が過去に受託した業務の実績について１件記載する。 ・　記載する業務は平成20年度以降に完了した業務とする。 ・　企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。 ・　記載様式は様式－３とし、図面、写真等を引用する場合も含め１業務あたり１枚以内に記載する。
業務実施体制	・　他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を得て、業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先及びその理由(企業の技術的特徴等)を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・　記載様式は様式－４とする。
配置予定技術者の経歴等	・　配置予定の各技術者について経歴等を記載する。 ・　業務実績を１件記載する。 なお、平成20年度以降に完了した業務を対象とする。 ・　参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・　記載様式は様式－５とする。

配置予定技術者の過去５年間の業務実績	・　配置予定の技術者が過去に従事した業務実績について技術者１名につき１件記載する。 ・　記載する業務は、平成20年度以降に完了した業務とする。 ・　参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・　予定技術者が主任(管理)、照査、担当技術者として業務を実施したことを証明できる業務の契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部を添付すること。 ・　記載様式は様式－６とし、図面、写真等を引用する場合も含めＡ４判１枚以内に記載する。

5　参加表明書及びその他必要書類（以下「参加表明書等」という。）の提出方法、提出先及び提出期限

⑴　提出方法

参加表明書等は、持参により提出すること。

⑵　提出先及び提出期限

ア　提出先（受付担当）

〒658-0073　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

総務部総務課契約係　TEL 078-431-1902

イ　受付期間　公告の日から平成25年８月２日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時00分から午後５時00分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

6　参加表明後の流れ

⑴　スケジュール

本業務委託の契約までの日程については次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書提出の受付及び提案説明書配付	公告の日～８月２日
提案書提出の受付	～８月２３日
提案書の特定及び契約締結	８月２９日～

⑵　提案説明書の配付

参加表明書の提出者に対して、当企業団から提案説明書を配付する。

⑶　業務委託者の特定方法

提出された参加表明書及び提案書に対して、当企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案書を特定する。ただし、参加表明時において、資格要件や必要書類など参加表明書に不備があった者は失格となり、提案書の評価は行わない。

7　契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

8　その他の留意事項

⑴　委託業務の内容に係る説明会等は行わない。

⑵　参加表明書等の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。

⑶　参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書を無効とすると

ともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

⑷　参加者のうち、当企業団の契約に係る指名停止を受けた場合は提出された参加表明書を無効とする。

⑸　業務実績については、我が国の公共事業体における実績をもって判断する。

⑹　提出された参加表明書等は返却しない。また、提出された参加表明書等は業務委託者の特定以外には使用しない。

⑺　その他本書に記載のない事項、質問事項等については、５⑵に記載した受付担当に問い合わせること。

⑻　契約を締結した者は、この業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第３項の規定によりこの項に準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

様式－1

参加表明書

平成　　年　　月　　日

阪神水道企業団 企業長 様

住　　所
商号又は名称
代表者名　　印

下記業務の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。

記

1　公告日　平成25年　月　日
2　業務名　再生可能エネルギー導入施策検討業務

担当部署
担当者名
ＴＥＬ
ＦＡＸ
E－mail

様式－2

誓約書

平成　　年　　月　　日

阪神水道企業団 企業長 様

住　　所
商号又は名称
代表者名　　印

「再生可能エネルギー導入施策検討業務」のプロポーザル参加申込みを行うに当たり、同業務に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格要件を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。

様式－３

・企業の過去５年間の業務実績

業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	

注１：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること

注２：企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。

様式－４

・業務実施体制

	予定技術者	所属・役職	担当する分担業務の内容
主任（管理）技術者			
照査技術者			
担当技術者	・ ・ ・		

注１：氏名にはふりがなを振ること

分担業務の内容	再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等）

注１：業務の分担を行っている場合には記載するものとする。

注２：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合のみ記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

様式－５

・配置予定技術者の経歴等

○○技術者の経歴

ふりがな ①氏名	②生年月日
③所属・役職	
④保有資格 技術士（部門：　分野：　）登録番号：　取得年月日： RCCM　（部門：　分野：　）登録番号：　取得年月日： その他（名称：　）登録番号：　取得年月日：	
⑤業務経歴	

業務名	業務概要	発注機関	履行期間
TECRIS登録番号	（技術者として従事）		

注１：「○○技術者」は、主任、照査、担当技術者の各名称を記述する。

注２：資格を証する書面の写しを添付すること。

様式－６

・配置予定技術者の過去５年間の業務実績
○○技術者（氏名　　）

業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務担当の内容	

注１：「○○技術者」は主任（管理）、照査、担当技術者の各名称を記述する。
注２：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。
注３：企業･技術者が業務を実施したことを証明できる契約書､TECRIS、特記仕様書等の写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については､「兵庫県電子入札共同運

営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年８月５日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　改管事第１号
　　工事名　　猪名川浄水場及び尼崎浄水場　無停電電源装置取替工事

⑵　工事場所　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
　　尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）

⑶　工事概要　　猪名川浄水場センター機器室及び尼崎浄水場受電棟１Ｆに設置されている無停電電源装置を取替えるもので、これらに関する電気設備の設計・製作、撤去、据付工事及び付帯工事の一切を行う。

ア　猪名川浄水場無停電電源装置
　㈠　蓄電池盤　シール型焼結式アルカリ蓄電池
　㈡　整流器盤　全自動サイリスタ式整流器
　㈢　インバータ盤　20kVA（常時インバータ給電方式）
　㈣　入出力盤　配線用遮断器　一式

イ　尼崎浄水場無停電電源装置
　㈠　蓄電池盤　シール型焼結式アルカリ蓄電池
　㈡　整流器盤　全自動サイリスタ式整流器
　㈢　インバータ盤　10kVA（常時インバータ給電方式）
　㈣　入出力盤　配線用遮断器　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成26年３月14日㈮まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前金払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。

イ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、水道施設にて、仕様書に記す同容量の無停電電源装置の切替を伴う施工実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　平成25年８月12日㈪　午後５時00分まで
⑵　送信先　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　平成25年８月19日㈪に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

5　入札参加申込方法
⑴　電子入札の場合
ア　提出書類
㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）
㈡　添付書類
同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）
建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）
イ　受付期間　公告日から平成25年８月23日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）
ウ　留意事項　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑵　紙入札の場合
紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。
ア　提出書類
㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）
㈡　上記５⑴アに示す提出書類
イ　提出場所　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
ウ　受付期間　公告日から平成25年８月22日㈭まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

6　入札書提出期間及び方法
⑴　電子入札システムにより入札する場合
ア　提出期間　第１日目　平成25年８月26日㈪午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成25年８月27日㈫午前９時00分から午後３時00分まで
イ　方法　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書２～４頁に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。
⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）
ア　提出期限　入札日第２日目の午後３時00分まで
イ　方法　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

7　開札日時　平成25年８月28日㈬　午前９時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年８月５日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　委託名　　公舎跡地外測量業務委託

⑵　委託場所　　神戸市東灘区住吉山手５丁目1682番２（住吉鉄筋公舎跡地）外４件

⑶　委託概要　　公舎跡地外の測量調査を行う。

ア　住吉鉄筋公舎跡地調査面積　1,579㎡
イ　住吉配水池用地調査面積　2,439㎡
ウ　香枦園公舎跡地調査面積　1,087㎡
エ　猪名川公舎用地調査面積　506㎡
オ　甲東駐車場用地調査面積　1,383㎡

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成26年３月14日㈮まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前金払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録業種：測量業者）を有していること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成25年８月12日㈪　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成25年８月19日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　測量業者登録証明書の写し

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成25年８月27日㈫まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成25年８月28日㈬　午後２時15分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室

⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年８月５日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工管事第22号
工事名　　導水ポンプ用逆止弁点検整備工事

⑵　工事場所　　大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）

⑶　工事概要　　大道取水場に設置している導水ポンプA-1号(700A)及びB-1号(800A)用逆止弁の点検整備を行う。

ア　逆止弁点検工　　２台

イ　緩衝装置点検整備工　２台

ウ　試運転調整工　　２台

エ　塗装工　　２台

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成26年２月28日㈮まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前金払　　なし

⑺　予定価格　　非公表
⑻　最低制限価格　設定なし
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　免除
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）を有していること。

イ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同形式の逆止弁点検整備の施工実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成25年８月12日㈪　午後５時00分まで
⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
　　E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　　平成25年８月19日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）
イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）
エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　　１部
⑶　受付期間　　公告日から平成25年８月27日㈫まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成25年８月28日㈬　午後２時30分から
⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
　　阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室
⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年８月５日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工管事第29号
　　工 事 名　　ろ過池水抜配管修理工事
⑵　工事場所　　尼崎浄水場（尼崎市南塚口４丁目５番65号）
⑶　工事概要　　尼崎浄水場ろ過池の水抜サイホン用空気作動弁移設に伴い、配管設備及び電気設備の修理を行う。
　ア　ろ過池A-1～A-4号池用水抜配管（40A）　一式
　イ　配管設備工　一式
　ウ　電気設備工　一式
⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成26年２月28日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前 金 払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項
　「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。
⑵　個別資格要件事項
　ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：管工事又は機械器具設置工事）を有していること。
　イ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す水道施設用配管等の施工実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に

連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

5　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　平成25年８月12日㈪　午後５時00分まで

⑵　送信先　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　平成25年８月19日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

6　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　１部

⑶　受付期間　公告日から平成25年８月27日㈫まで（必着）

7　開札の日時、場所等

⑴　日　時　平成25年８月28日㈬　午後１時30分から

⑵　場　所　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室

⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年８月５日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1　入札に付する事項

⑴　起工番号　工管事第30号
工事名　浮上分離循環加圧水ポンプ点検整備工事

⑵　工事場所　尼崎浄水場（尼崎市南塚口４丁目５番65号）

⑶　工事概要　尼崎浄水場浮上分離設備の循環加圧水用ポンプの取替え及び圧力調整弁の点検整備を行う。

ア　循環加圧水ポンプ撤去据付工　１台

イ　配管撤去据付工　一式

ウ　圧力調整弁点検整備工　４台

エ　試運転調整工　１台

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成26年１月31日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前金払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）を有していること。

イ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同等の水処理用ポンプ設備の施工実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成25年８月12日㈪　午後５時00分まで
⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
　　E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　　平成25年８月19日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　　１部
⑶　受付期間　　公告日から平成25年８月27日㈫まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成25年８月28日㈬　午後１時45分から
⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
　　阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室
⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年８月５日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工送第13号
　工 事 名　　送配水ポンプ用電動機点検整備工事

⑵　工事場所　　甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）
　　西宮ポンプ場（西宮市室川町２番32号）

⑶　工事概要　　送配水ポンプ用電動機（甲東ポンプ場１台、西宮ポンプ場１台）の点検整備を行う。
　ア　甲東ポンプ場　送水A-1号 三相誘導電動機 3300V 1400kW 8P 巻線形
　イ　西宮ポンプ場　配水２号 三相誘導電動機 3300V 132kW 6P カゴ形

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から90日間

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項
　「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項
　ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。
　イ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同じ種類で同程度の出力の電動機点検整備の施工実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロ

ードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

5　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　平成25年８月12日㈪　午後５時00分まで

⑵　送信先　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　平成25年８月19日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

6　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　１部

⑶　受付期間　公告日から平成25年８月27日㈫まで（必着）

7　開札の日時、場所等

⑴　日　時　平成25年８月28日㈬　午後２時00分から

⑵　場　所　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室

⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年８月５日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1　入札に付する事項

⑴　起工番号　工送第９号
工事名　次亜塩素酸ナトリウム注入制御盤点検整備工事

⑵　工事場所　甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）

⑶　工事概要　甲東ポンプ場に設置している３期次亜塩素酸ナトリウム注入制御盤の点検整備を行う。

ア　プログラマブル指示調節計　１台

イ　直流電源装置　１台

⑷　工事期間　契約締結日の翌日から平成25年12月20日㈮まで

⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前金払　　なし
⑺　予定価格　　非公表
⑻　最低制限価格　設定なし
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　免除
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事又は電気工事）を有していること。

イ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す薬品注入設備等制御盤の点検整備の施工実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成25年８月12日㈪　午後５時00分まで
⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
　　E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　　平成25年８月19日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　　１部
⑶　受付期間　　公告日から平成25年８月27日㈫まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成25年８月28日㈬　午後２時45分から
⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
　　阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室
⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664